

湖西市立地適正化推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画の策定に当たり、学識経験者などの有識者から広く意見を求めるために、湖西市立地適正化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、湖西市立地適正化計画の策定に係る事項について、市長に対し意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 会長及び委員は、別表に定めるとおりとし、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から、市長が立地適正化計画を策定し、公表した時までとする。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(機密の保持)

第 8 条 協議会の委員は、協議会にて知り得た情報及び協議会の資料等について、一切他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		職名	役職	氏名
会長	学識経験者	静岡産業大学情報学部	教授	小泉 祐一郎
委員	関係団体の 代表者又は 関係団体か ら推薦され た者	浜松いわた信用金庫鷺津支店	次長	夏目 亮
		遠州鉄道(株)	取締役兼代表	丸山 晃司
		遠鉄タクシー(株)	取締役社長	
		株式会社 かなめ創建	代表取締役	牧野 敏之
		湖西市民生委員・児童委員 協議会	会長	井川 あい子
		湖西市子ども会連合会	会長	鈴木 誓子
		湖西市農業委員会	会長	高柳 邦彦
		(株)東海まちづくり研究所	代表取締役	山内 秀彦
静岡県浜松土木事務所	都市計画課長	大隅 泰史		